

資料提供年月日	平成28年9月29日	
問い合わせ先	課名	庭園都市推進課
	電話	直通 803-1395 内線 3682
担当者	職名・氏名	課長 亀井 良幸
	職名・氏名	係長 宮内 和志

広 報 連 絡

<市長定例記者会見資料>

1 件 名 公園トイレのネーミングライツの募集について

2 趣 旨 岡山市では、民間活力の導入により公園トイレの管理の質を高め、市民等が快適に利用できるようネーミングライツ制度を活用し、公園の魅力向上及び地域経済活動の活性化を図ります。このたび、市内の2公園を対象にネーミングライツ事業者の募集を行いますのでお知らせします。

3 概 要

対象施設	西川緑道公園（平和橋北） 公園トイレ	烏城公園（石山公園地区） 公園トイレ
		
愛称使用期間 (契約期間)	3年間	1年間以上1年6か月以下
提案事項 (必須)	① 役務の提供、物品の寄附など「トイレの快適環境の創出や衛生環境向上等を通じた公園の魅力向上に資する社会貢献」。 ② 年間5万円（消費税込）を最低とした希望年間契約金額。	
募集期間	平成28年9月30日（金）～平成28年11月18日（金）	
応募方法	申込書及び関係書類を庭園都市推進課に持参（郵送不可） （※希望するトイレごと申請が必要です。）	
選定方法等	市職員で組織する審査委員会において、提案内容を総合的に審査、評価し、最適候補者を選定する。	

4 備 考 添付資料

- ・位置図
- ・平成28年度岡山市公園トイレネーミングライツ事業者募集要項

平成28年度ネーミングライツ事業者募集公園トイレ位置図



平成28年度岡山市公園トイレネーミングライツ事業者募集要項

1. 目的

民間活力の導入により公園内の公衆便所（以下「公園トイレ」という。）の管理の質を高め、市民等が快適に利用できるようネーミングライツ制度を活用し、公園の魅力向上及び地域経済活動の活性化を図る。

2. 募集対象の公園トイレ

ネーミングライツ制度を導入する公園トイレは、次の2箇所とする。

1	西川緑道公園（平和橋北） 公園トイレ	[設置場所]岡山市北区平和町8 (西川緑道公園内の平和橋北に設置したトイレ)
2	烏城公園（石山公園地区） 公園トイレ	[設置場所]岡山市北区石関町7 (烏城公園内の石山公園地区に設置したトイレ)

3. 応募概要

(1) 応募資格

応募資格を有する者は市内に事務所又は事業所を有する法人であって、次に掲げるものを除く。

- ① 政治団体
- ② 宗教団体
- ③ 公職にあるものが役員を務める団体
- ④ 岡山市広告掲載基準（平成21年2月19日財政局長決裁）第3条各号のいずれかに該当する業種又は事業者
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項に掲げる者
- ⑥ 市税その他の本市に対する金銭債務について滞納している者

(2) 愛称使用期間（契約期間）

始期を平成29年2月1日から4月1日までの間とし、それぞれの施設についての愛称使用期間を次のとおりとする。

- ・西川緑道公園（平和橋北）公園トイレ…3年間
- ・烏城公園（石山公園地区）公園トイレ…1年以上1年6か月以下（石山公園は再整備の予定があり終期を平成30年7月31日までとする。）

(3) ネーミングライツ制度の対価としての社会貢献及び金額の提案

ネーミングライツ制度の対価として、改修、役務の提供及び物品の寄附など「トイレの快適環境の創出や衛生環境向上等を通じた公園の魅力向上に資する社会貢献」の提案を行うこと。ただし、社会貢献の提案には日常清掃業務は含まれないものとする。

加えて、金銭として、希望年間契約金額（消費税込）の提案を行うこと。ただし、1施設当たり年間5万円（消費税込）以上とする。

なお、烏城公園（石山公園地区）トイレは、1年以上1年6か月以下の募集としていることか

ら、1年に満たない期間の契約額については、年額の12分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に月数を乗じて得た額とする。

(4) 愛称使用について

① 契約により命名権を取得した法人(以下「ネーミングライツ事業者」という。)は、当該ネーミングライツ制度の対象となる公園トイレについて、企業名、商品名等を冠した愛称を付すことができる。ただし、次の条件を満たすものとする。

ア 市民にとって、分かりやすく親しみやすいものであること。

イ 岡山市広告掲載要綱(平成21年2月19日市長決裁)及び岡山市広告掲載基準に合致すること。

ウ 契約期間中、原則として愛称を変更しないこと。

② ネーミングライツ事業者は、市と協議のうえ、岡山市屋外広告物条例(平成7年市条例第51号)に定める基準(表示合計面積が5平方メートル以下であることや表示方法でネオン管を使用してはいけないなどの制限)の範囲内で、愛称名板を当該ネーミングライツ制度の対象となる公園トイレに設置することができる。

4. 費用負担等注意事項

- (1) 契約に係る経費及び愛称名板の企画、製作、設置、保守管理及び原状回復については、ネーミングライツ事業者の負担により実施すること。なお、愛称使用に伴う改修箇所、方法等については、一定の制約がかかる場合があるため、デザイン案を作成した時点で市と協議すること。(岡山市広告掲載要綱に定める岡山市広告審査委員会による審査を別に受ける必要があります。)
- (2) ネーミングライツの導入に際して、市が岡山市公園条例(昭和35年市条例第11号)又は公簿類の改正や変更の手続きを行うことはない。また、市は施設改修に係る費用の一部又は全部を負担しない。

5. 応募手続

(1) 募集期間

平成28年9月30日(金)から平成28年11月18日(金)まで

(2) 提出書類

① 岡山市公園トイレネーミングライツ事業者申込書(様式1)

ア 応募の目的…応募に至った理由を記入

イ 希望公園トイレ…いずれかの施設名を記入(2施設希望でも施設ごとに書類を作成すること)

ウ 愛称案…具体的な名称を記入

エ 社会貢献の提案…快適空間創出や衛生環境向上等に資する社会貢献の提案

オ 希望契約金額…1施設当たりの最低契約金額を年間5万円(消費税込)とし、希望契約金額(消費税込)を記入

カ 愛称使用希望期間(希望契約期間)…希望する愛称使用期間を記入

② 会社の概要に関する説明書(様式任意)

- ③ 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）
- ④ 商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（発行後3か月以内のもの）
- ⑤ 財務諸表（直前の決算期の貸借対照表及び損益計算書）
- ⑥ 岡山市税の滞納がないことの証明書（原本）
（指定様式「滞納無証明交付申請書」で証明を受けたものであって発行後3か月以内のもの）
- ⑦ 暴力団の排除に係る誓約書（様式2）
- ⑧ 委任状（様式3）（広告代理店を通じて申し込む場合、本社の代理で支店長が申し込む場合等）

6. 選定方法等

- (1) 市職員で組織する選定委員会において、提案内容を総合的に審査、評価し、最も適切な者（最適候補者）を選定する。なお、応募者が1者であっても、ネーミングライツ事業者としての適否を審査するため選定委員会を開催する。
- (2) 応募資格に該当しない者、提出書類に虚偽の記載がある者や維持管理上実現可能性のない提案内容を提示してきた者など、ネーミングライツ事業者としてふさわしくない者については選定しない。
- (3) 選定に係る審査項目、評価内容及び配点は次のとおりとする。

	審査項目	評価内容	配点
1	応募の目的	・ 応募の趣旨が市の募集目的と合致しているか	10点
2	愛称案	・ 愛称が親しみやすく分かりやすいものになっているか	20点
3	社会貢献の提案内容	・ トイレの快適空間創出や衛生環境向上等により公園の魅力向上につながる提案となっているか。	30点
		・ 日常管理に問題が生じないか。	10点
4	希望契約金額	・ 金額の多寡 (当該希望契約金額÷全応募者中の最高希望契約金額×20点(小数点以下切捨て))	20点
5	適格性	・ 経営の安定性、継続した提案内容の実現が見込めるか	10点

- (4) 審査結果は、岡山市公園トイレネーミングライツ事業者審査結果通知書（様式4）により応募者に通知する。
- (5) 市は選定した最適候補者との間で、契約内容について協議を行い、双方合意の上契約を締結する。

7. ネーミングライツ事業者の公表等

契約の締結後、市は、愛称、ネーミングライツ事業者の名称、愛称使用期間等を市のホームページや広報紙を活用するなど可能な限り周知に努める。

なお、契約したネーミングライツ事業者は、次回契約期間に関する募集において優先的に取り扱うことができるものとする。

8. 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツ事業者が応募資格を欠くこととなったとき、社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるとき、その他ネーミングライツ事業者とすることが適当でないと認められるときは、市は契約を解除できることとする。

この契約解除に伴う愛称名板の撤去等に必要な費用は、ネーミングライツ事業者の負担とする。

なお、契約を解除した場合、違約金として、契約金額総額（一部が納付されているときはその額を控除した額）の10%に相当する額の支払いを求めるものとする。この場合、納付済みの契約金は返還しない。

9. 応募方法

(1) 提出方法

直接、下記応募先まで申込書及び関係書類を持参すること。（郵送等による応募は受け付けない。）

(2) 応募先及び問合せ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎6階

都市整備局庭園都市推進課事業推進係

電話番号（086）803-1395（直通）

FAX番号（086）803-1740

E-mail: teientoshi@city.okayama.jp

(3) 募集に関する質疑の受付

募集要項に関して質疑がある場合は、上述の「応募先及び問合せ先」にて次のとおり受け付ける。

① 質疑受付期間

平成28年9月30日（金）午前8時30分から

平成28年11月4日（金）午後5時15分まで

② 質疑書（様式5）により、持参又はファックス・電子メールで提出すること。

電話や口頭での質疑は受け付けない。ただし、ファックス・電子メールで質疑書を提出する場合は、送信後、電話連絡による受信確認を行うこと。

③ 質疑回答方法

平成28年11月11日（金）午後5時15分までに、岡山市ホームページに回答を掲載する。

※ホームページアドレス

トップページ>>暮らし・手続き>住まい・生活>公園とみどり>「公園トイレのネーミングライツ制度導入について」回答を掲載。

※ホームページ URL http://www.city.okayama.jp/toshi/teien/teien_t00019.html

④ 質疑に関する留意事項

質疑への回答内容は、本募集要項と一体となって効力を有するものなので、必ず内容を確認すること。ネーミングライツ事業者の選定後、募集要項等についての不知又は不明等を理由として

異議を申し立てることはできない。

(4) その他

- ① 応募に当たっての費用及び契約締結に係る費用は、応募者の負担とする。
- ② 最適候補者に選定されなかった申請書類については返却するものとする。
- ③ 提出部数は、1部とする。
- ④ 提出された書類の修正又は変更は認めない。(ただし、岡山市から指示があった場合を除く。)
- ⑤ 岡山市景観条例(平成19年市条例第68号)、岡山市屋外広告物条例、岡山市公園条例、岡山市広告掲載要綱、岡山市広告掲載基準及び本募集要項の内容を承諾のうえで、応募すること。
- ⑥ 提出書類は、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)の規定に基づき開示することがある。

ただし、個人情報及び企業の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがある情報は非公開とする。

(様式1)

平成 年 月 日

岡山市長 様

応募者 所在地
法人名
代表者氏名 (印)

岡山市公園トイレネーミングライツ事業者申込書

平成28年度岡山市公園トイレネーミングライツ事業者募集について、次のとおり関係書類を添えて応募します。

なお、提案に当たっては、岡山市広告掲載要綱、岡山市広告掲載基準及び平成28年度岡山市公園トイレネーミングライツ事業者募集要項の内容に同意し順守します。また、提出した申請書類に虚偽または不正がないことについて相違ありません。

応募の目的	
希望公園トイレ	
愛称案	
社会貢献の提案 (※金銭に換算した場合の金額 についてもご記入ください。)	
希望契約金額	総額 円 (年額 円) ※消費税及び地方消費税を含む。
愛称使用 希望期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 年 ヶ月間
連絡先	担当職・氏名 電話番号・FAX番号・E-mail

※欄内に記入しきれない場合は、任意の別紙に記入のうえ申請書に添付してご提出ください。

(様式2)

誓 約 書

当法人は、次のことを誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当法人の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団員（岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号）に該当する者
 - (2) 暴力団（岡山市暴力団排除基本条例第2条第1号）又は暴力団員の統制下にある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当法人の経営に実質的に関与していません。

平成 年 月 日

岡山市長 様

所在地
法人名
役職名
氏 名

(印)

○裏面もご確認ください。
○誓約書は応募施設ごとに提出してください。

記入時の注意事項

○代表者が記入する場合

- ・所在地、名称、役職名及び氏名欄には、登記されている主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記名し、代表者印又は契約書に使用する印を押印してください。

○受任者が記入する場合

- ・契約に関して、入札参加資格審査申請時に市所定の様式による委任状が提出されていれば、当該委任状中の権限の委任により、この誓約書の内容について記入し、誓約する権限は、受任者が有していますが、契約の解除につながる可能性のある重要な内容なので、念のため事前に委任者に記載内容について確認しておいてください。

- ・所在地、名称、役職名及び氏名欄には、受任者の住所、社名及び支店名等の名称並びに受任者の職氏名を記名し、契約書に使用する印を押印してください。

岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) ～ (5) 略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3) ～ (5) 略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7) ・(8) 略

（暴力的要求行為の禁止）

第9条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ～ (20) 略
- (21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第三号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第一号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十二条第一項第三号において同じ。）となっているもの

ハ 略

- (22) ～ (27) 略

(様式3)

委 任 状

岡山市長 様

(委任者)

住 所

法人名

代表者名

印

私は、下記の者を代理人と認め、平成28年度岡山市公園トイレネーミングライツ事業者募集要項に基づく契約等に関し、次の事項について権限を委任します。

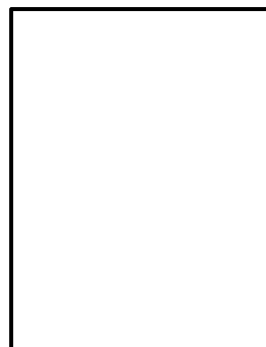
1 受任者(代理人)

住 所

法人名

氏 名

受任者使用印鑑



2 委任事項

- ①平成28年度岡山市公園トイレネーミングライツ事業者の募集に参加する権限
- ②平成28年度岡山市公園トイレネーミングライツ事業者の募集参加に係る副代理人を選任する権限
- ③契約金額の支払いをする権限
- ④その他本募集要項に係る契約締結及び履行に関する一切の権限

(様式4)

岡庭第 号
平成 年 月 日

法人名
代表者氏名

岡山市長 大森 雅夫 印

岡山市公園トイレネーミングライツ事業者審査結果通知書

年 月 日付で申込のあった、岡山市公園トイレネーミングライツ事業者の審査結果について次のとおり通知します。

- 最適候補者として選定します。

- 最適候補者として選定しません。

(様式5)

平成 年 月 日

岡山市長 様

所在地
法人名

平成28年度岡山市公園トイレネーミングライツ事業者募集に係る質疑書

No.	質疑事項

○FAX送付先（岡山市 庭園都市推進課）：086-803-1740
○メール送信先（岡山市 庭園都市推進課）：teientoshi@city.okayama.jp